

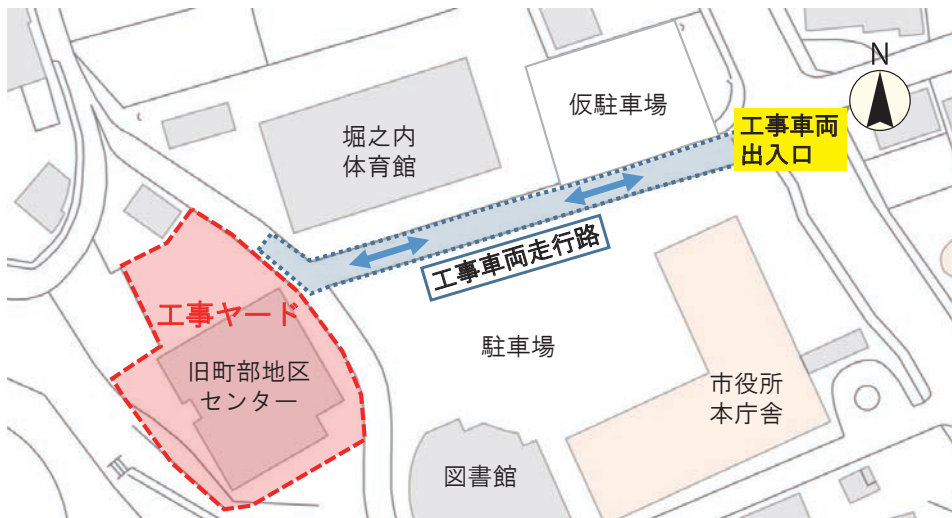
Info
3

工事車両の通行にご注意ください

旧町部地区センター解体工事

老朽化した旧町部地区センターの解体工事を実施します。工事期間中は建物周辺への立ち入りができなくなります。また、市役所敷地内に工事車両(大型車)が出入りすることになります。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 防災強靱化室防災強靱化係 (☎35-0962)



工事予定期間
5月下旬～11月頃

今後の予定
解体後は、市役所や体育館、菊川文庫の利用者の仮駐車場となります。

工事車両の
走行に
ご注意ください。



Info
4

単独処理浄化槽・くみ取り便所を使用している人へ

合併処理浄化槽への付け替えをお願いします

市では、河川の水質浄化や生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を予算の範囲内で補助します。補助金を活用し、単独処理浄化槽やくみ取り便所からの切り替えをお願いします。

問い合わせ 下水道課庶務係(菊川浄化センター内 ☎35-0933)

■対象区域

市全域のうち、下水道事業認可区域・農業集落排水事業採択区域(高橋原地域の一部)・平尾下水処理場使用区域、集合処理施設設置区域(奥の谷および花木地域)を除く地域

■対象者

- 10人槽以下の合併処理浄化槽を設置し、かつ、次の①～③のいずれかに該当する人
- ①市内の一般住宅(居住のみを目的に建てられた住宅)に住んでいる人、または建築予定の人
 - ②1/2以上を居住とする併用住宅(店舗などの業務用部分が居住部分と結合している住宅)に住んでいる人、または建築予定の人
 - ③建売住宅(販売を目的とした浄化槽付き住宅)を浄化槽設置年度と同一年度に最初に購入した人

※以下の条件に該当した場合は、補助対象外となります。

- ・賃貸住宅、共同住宅および事業所などに設置する場合
- ・現在の居住地で合併処理浄化槽を使用している人が、新たに合併処理浄化槽を設置する場合(分家は除く)
- ・同一世帯に市税の滞納がある場合

■補助対象経費

浄化槽本体の設置に係る費用のみ
※配管などの工事費は対象外となります。

■補助対象区分および補助金上限

| 区分 | | 人槽 | 補助金上限額 |
|---------------------------|----------------------|------|------------|
| 用途区域内で 下水道認可 区域外 ※1 | 新築 増改築 付け替え ※3 | 5人槽 | 73万5,000円 |
| | | 7人槽 | 85万1,000円 |
| | | 10人槽 | 126万1,000円 |
| 用途区域外 ※2 | 新築 増改築 | 5人槽 | 14万4,000円 |
| | | 7人槽 | 18万3,000円 |
| | | 10人槽 | 24万3,000円 |
| | 付け替え ※3 | 5人槽 | 53万1,000円 |
| | | 7人槽 | 63万円 |
| | | 10人槽 | 90万3,000円 |

- ※1 用途区域であり、下水道事業の認可区域ではない区域
 ※2 用途区域外であり、下水道事業の認可区域ではない区域
 ※3 単独処理浄化槽やくみ取り槽を合併処理浄化槽に付け替えるもので、リフォームや増改築が伴わないもの